



第 4 号様式

流市民 第 1 5 0 6 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課	指摘	機器の修繕において、予算が不足しているものの発注し、業務完了後に請書の徴取及び流用による予算措置を行っている事案があった。規則及び流山市契約事務取扱要領（平成4年12月18日制定。以下「契約事務取扱要領」という。）等に基づく適正な契約事務を徹底されたい。	流山市契約事務取扱要領、流山市財務規則を回覧し、契約事務の適切な事務処理について、課内職員に周知、指導しました。また、修繕内容について正確に把握したうえで、適切な事務処理を行うよう、チェックリストを作成しました。
市民生活部市民課	意見	減額の調定票の起票にあたり、予算区分の誤りがあった。適正な予算の執行がなされるようチェック体制の強化を図られたい。	流山市財務規則を回覧し、調定事務の適切な事務処理とチェック体制の強化について、課内職員に周知、指導しました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。